

津市建設工事等指名停止基準

平成 21 年 4 月 8 日

改正 平成 30 年 3 月 30 日

令和 2 年 5 月 29 日

令和 3 年 1 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、建設工事等の適正な施工を確保するため、有資格業者の指名及び入札参加資格（以下「指名等」という。）の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、製造及び修繕をいう。

(2) 有資格業者 津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 7 条第 1 項の規定により、津市競争入札参加資格者名簿に登載された者をいう。

(3) 市発注工事 次に掲げるものをいう。

ア 本市が発注する建設工事等

イ 津市土地開発公社等から業者選定等の実施の依頼を受けた建設工事等

(4) 一般工事 三重県内における市発注工事以外の建設工事等（民間工事を含む。）をいう。

(5) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者

イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者

ウ 個人事業主にあっては、その者及びその者の支配人

(6) 使用人 役員等以外の職員をいう。

(7) 指名停止 有資格業者が、別表第 1 各項及び別表第 2 各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合に、別表各

項に定めるところにより、期間を定めて市発注工事の指名等の対象外とする措置をいう。

- (8) 共同企業体 津市特定建設工事共同企業体等の取扱いに関する要領（平成18年1月1日施行）第1条に規定する特定建設工事共同企業体をいう。
（指名停止の審査及び決定）

第3条 市発注工事の施工に係る指名停止の決定は、津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱（平成18年津市訓第3号）第1条に規定する津市建設工事等入札参加資格審査委員会に諮り、市長が決定する。
（指名停止等）

第4条 市長は、有資格業者が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止を行ったときは、建設工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者又は当該指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体（以下「指名停止に係る有資格業者等」という。）を別表各項に掲げる期間、指名してはならない。

3 市長は、指名停止に係る有資格業者等を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

4 市長は、指名停止に係る有資格業者等が建設工事等の契約についての落札決定を受けている場合において、当該契約が締結されていないときは、当該落札決定を取り消すことができる。

5 市長は、指名停止に係る有資格業者等（別表第2第8項各号のいずれかに該当するため指名停止を受けた者に限る。）が建設工事等の契約を締結しているときは、当該契約を解除することができる。

6 市長は、一般競争入札を行うに際し、指名停止に係る有資格業者等を参加させてはならない。この場合において、当該指名停止に係る有資格業者等の入札参加申請を受理している場合には、受理を取り消し、当該有資格業者等に取消しの通知をしなければならない。

（下請負人に関する指名停止）

第5条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(共同企業体に関する指名停止)

第6条 市長は、共同企業体が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、指名停止について責めを負うべき割合等情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第7条 有資格業者が1の事案により別表各項に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合（措置要件に該当することとなった基礎となる事実又は行為が、既に行われた指名停止前の事実又は行為である場合を除く。）における指名停止の期間の短期は、別表各項に定める短期（別表第2第8項第1号から第6号まで又は第11号に該当する場合にあっては、当該措置期間）の2倍の期間とする。

(1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各項に掲げる措置要件に該当することとなったとき（次号に掲げる場合を除く。）。

(2) 別表第2第1項から第3項まで又は第8項の措置要件に係る指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、別表第2第1項から第3項まで又は第8項の措置要件に該当することとなったとき。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、別表各項に掲げる措置期間又は前2項の規定による指名停止の期間を短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者が津市公契約条例施行規則（平成30年津市規則第22号）第8条で定める関係法令に違反したとき、有資格業者について極めて悪質な事由があるとき、又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表各項に掲げる措置期間又は第1項の規定による指名停止の期間を長期の2倍まで延長することができる。ただし、指名停止の期間は、2年を超えることができない。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項に掲げる措置期間又は前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更する

ことができる。

- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第8条 市長は、第4条第1項の規定により指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表第2に定める短期（同表第8項第1号から第6号まで又は第11号に該当する場合にあっては、当該措置期間）の2倍の期間とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該事実を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項又は第3項に該当したとき。
- (2) 別表第2第2項又は第3項に該当する有資格業者（その役員等又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）若しくは談合（同条第2項に規定する談合をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の3第2項各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。)
- (3) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第3条第4項の規定に基づく本市の調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2項に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき。
- (4) 別表第2第2項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。)
- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害、談合又は入札

談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第3項に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき。

2 有資格業者が前条第2項各号のいずれかに該当し、かつ、前項各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、同条第2項を適用した後に、別表第2に定める短期（同表第8項第1号から第6号まで又は第11号に該当する場合にあっては、当該措置期間）を加えた期間とする。

3 有資格業者が別表第2第2項の措置要件に該当し、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を当該措置期間の2分の1とする。

（事案の報告等）

第9条 市発注工事の担当課長は、所掌する建設工事等について別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるとき、又は第7条第3項から第6項までの規定のいずれかに該当する事由が認められるときは、遅滞なく、建設工事等の事故等に関する報告書（第1号様式）に意見を付して調達契約課長に報告を行い、当該報告に係る業者から弁明書（第2号様式）を徴取するものとする。ただし、当該弁明書の徴取が困難であるとき、又はその必要がないと認めるときは、当該弁明書の徴取を省略することができる。

（指名停止の通知）

第10条 市長は、指名停止の措置（指名停止期間の変更及び指名停止の解除を含む。）を決定したときは、遅滞なく、当該有資格業者に対し、文書により通知するものとする。

（指名停止の期間の始期）

第11条 指名停止の期間の始期は、第3条の規定による市長の決定があった日の翌日とする。

（契約の相手方の制限）

第12条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはない。

（災害時等の相手方の決定の特例）

第13条 市発注工事を随意契約により発注しようとする場合において、当該随意契約の理由が次の各号のいずれかに該当し、あらかじめ市長の承認を受

けたときは、前条の規定にかかわらず、指名停止の期間中の有資格業者と契約を締結することができる。

(1) 災害時の応急工事で、他の業者に施工させ難いと認められるとき。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第6号又は第7号に該当し、他の業者に施工させ難いときその他特にやむを得ない事由があると認められるとき。

（下請負等の禁止）

第14条 指名停止の期間中の有資格業者は、市発注工事の下請負人となることができない。ただし、当該有資格業者が、指名停止の期間の開始前に契約を締結した場合は、この限りでない。

（指名停止業者が合併等をした場合の指名停止の効果）

第15条 指名停止の期間中の有資格業者の業務が、合併、営業譲渡等により他の有資格業者に承継された場合は、指名停止の効果は、業務を承継した有資格業者に承継されるものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第16条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名停止の公表）

第17条 市長は、第4条第1項の規定により指名停止を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

（準用規定）

第18条 前各条の規定は、製造の請負、物品の購入、業務の委託その他の契約について準用する。

（委任）

第19条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この基準の規定は、平成21年4月8日から施行し、同日以後に別表各項に掲げる措置基準のいずれかに該当すると事実を確認した場合について適用する。

（津市建設工事等請負業者に対する指名停止基準等の廃止）

2 次に掲げる基準等は、廃止する。

- (1) 津市建設工事等請負業者に対する指名停止基準（平成１８年１月１日施行）
- (2) 津市建設工事等請負業者に対する指名停止基準の適用要綱（平成１８年１月１日施行）
- (3) 津市物件等調達業者に対する指名停止基準（平成１８年１月１日施行）
- (4) 津市物件等調達業者に対する指名停止基準の適用要綱（平成１８年１月１日施行）
- (5) 津市建設工事等条件付一般競争入札への参加に係る停止等に関する基準（平成１８年１月１日施行）
（経過措置）

3 この基準の施行の際、現に廃止前の津市建設工事等請負業者に対する指名停止基準、津市建設工事等請負業者に対する指名停止基準の適用要綱、津市物件等調達業者に対する指名停止基準、津市物件等調達業者に対する指名停止基準の適用要綱又は津市建設工事等条件付一般競争入札への参加に係る停止等に関する基準（以下「廃止前の基準等」という。）の規定により行われている指名停止の措置については、なお廃止前の基準等の例による。

附 則（平成３０年３月３０日）

この基準は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和２年５月２９日）

- 1 この基準は、令和２年６月１日から施行する。
- 2 この基準の施行の日に指名停止の措置の終期が到来していない者について、当該指名停止の措置を決定した時点に遡り、この基準を適用した場合に指名停止の措置の期間が短縮される者については、同日に指名停止の措置の期間を変更し、又は解除することができる。

附 則（令和３年１月２８日）

- 1 この基準は、令和３年２月１日から施行する。
- 2 改正後の第８条第１項第２号及び第４号の規定は、この基準の施行の日以後に措置要件に該当することが判明した事案について適用し、同日前に措置要件に該当することが判明した事案については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条関係）

三重県内で生じた事故等による措置基準

措置要件	措置期間
1 市発注工事の契約に係る競争入札における申請書、届出書、資格確認資料等の入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 月以上 6 月以内（第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、2 月以上 6 月以内）
2 市発注工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。	1 月以上 1 2 月以内（第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、2 月以上 1 2 月以内）
3 一般工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約の内容に適合しない部分が重大であると認められるとき。	1 月以上 6 月以内（第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、2 月以上 6 月以内）
4 市発注工事を落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。	1 月以上 6 月以内（第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、2 月以上 6 月以内）
5 市発注工事の施工に当たり、監督職員又は検査職員の職務の執行を妨げたとき。	1 月以上 6 月以内（第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、2 月以上 6 月以内）
6 市発注工事の施工に当たり、請負者の責めに帰すべき理由により契約を解除されたとき。	1 月以上 6 月以内（第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、2 月以上 6 月以内）
7 市発注工事の施工に当たり、正当な理由がなく、履行期限内に契約の履行が完了しなかったとき。	1 月以上 6 月以内（第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、2 月以上 6 月以内）
8 市発注工事の施工に当たり、津市公契約条例（平成 2 9 年津市条例第 2 2 号）第 1 3 条第 1 項各号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 月以上 6 月以内（第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、2 月以上 6 月以内）
9 第 2 項及び第 4 項から前項までに掲げる場合のほか、市発注工事の施工に	1 月以上 6 月以内（第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、2 月以上 6 月以内）

当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
10 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に損害を生じさせたと認められるとき。	1 月以上 6 月以内（第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、2 月以上 6 月以内）
11 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1 月以上 3 月以内（第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、2 月以上 3 月以内）
12 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1 月以上 4 月以内（第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、2 月以上 4 月以内）
13 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1 月以上 2 月以内（第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、2 月）
14 市発注工事の施工に当たり、施工管理の措置が不適切であったため、既設施設等に重大な損害を与えたとき。	1 月以上 2 月以内（第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、2 月）
15 市発注工事に関し、工事検査における工事成績評点が次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 6 0 点以上 6 4 点以 (2) 5 7 点以上 5 9 点以下 (3) 5 4 点以上 5 6 点以 (4) 5 1 点以上 5 3 点以下 (5) 5 1 点未満	1 月 2 月 3 月 4 月 5 月

別表第 2（第 2 条、第 4 条、第 6 条－第 9 条関係）

不正行為等による措置基準

措置要件	措置期間
1 有資格業者の役員等又は使用人が贈賄（刑法第 198 条に規定する行為をいう。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	(1) 市職員に対する贈賄の場合 4 月以上 2 4 月以内（第 7 条第 2 項各号又は第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 8 月以上 2 4 月以内、第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当し、かつ、第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 1 2 月以上 2 4 月以内） (2) 三重県内に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合 3 月以上 1 8 月以内（第 7 条第 2 項各号又は第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 6 月以上 1 8 月以内、第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当し、かつ、第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 9 月以上 1 8 月以内 (3) 三重県外に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合 3 月以上 1 2 月以内（第 7 条第 2 項各号又は第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 6 月以上 1 2 月以内、第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当し、かつ、第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 9 月以上 1 2 月以内）
2 公共工事において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 市発注工事の場合 3 月以上 1 2 月以内（第 7 条第 2 項各号又は第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 6 月以上 1 2 月以内、第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当し、かつ、第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 9 月以上 1 2 月以内）

	(2) 前号以外の場合 1 月以上 9 月以内 (第 7 条第 2 項各号又は第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 2 月以上 9 月以内、第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当し、かつ、第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 3 月以上 9 月以内)
3 公共工事において、有資格業者の役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害、談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	(1) 市発注工事の場合 4 月以上 1 2 月以内 (第 7 条第 2 項各号又は第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 8 月以上 1 2 月以内、第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当し、かつ、第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 1 2 月) (2) 三重県内の他の公共機関等の職員が締結する契約の場合 2 月以上 1 2 月以内 (第 7 条第 2 項各号又は第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 4 月以上 1 2 月以内、第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当し、かつ、第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 6 月以上 1 2 月以内) (3) 三重県外の他の公共機関等の職員が締結する契約の場合 1 月以上 1 2 月以内 (第 7 条第 2 項各号又は第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 2 月以上 1 2 月以内、第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当し、かつ、第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は 3 月以上 1 2 月以内)
4 市発注工事に関し、有資格業者の役員等が、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する	3 月以上 6 月以内 (第 7 条第 2 項第 1 号又は第 8 条第 1 項各号に該当する場合は、6 月)

法律（平成１２年法律第１３０号） 違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
５ 建設業法の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	(1) 市発注工事の場合 ２月以上１２月以内（第７条第２項第１号に該当する場合は、４月以上１２月以内） (2) 前号以外の場合 １月以上１２月以内（第７条第２項第１号に該当する場合は、２月以上１２月以内）
６ 別表第１各項及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	１月以上１２月以内（第７条第２項第１号に該当する場合は、２月以上１２月以内）
７ 別表第１各項及び前各項に掲げる場合のほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	１月以上１２月以内（第７条第２項第１号に該当する場合は、２月以上１２月以内）
８ 次の各号のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (1) 有資格業者又はその役員等が、暴力団、暴力団関係者、又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）と認められるとき。 (2) 有資格業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等	指名停止をした日から当該の期間を経過し、建設工事等の契約の相手方として適當と認められる状態となるまで ２４月 １２月（第７条第２項各号のいずれかに該当する場合は、２４月）

の威力を利用したと認められるとき。

- (3) 有資格業者又はその役員等が、暴力団等に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 有資格業者の役員等が、暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等をともにするなど暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき（特定の場所で偶然出会った場合等を除く。）。
- (5) 有資格業者又はその役員等が、暴力団事務所の新築等の工事を請け負うこと、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待し、又は同席することなど暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき（特定の場所で偶然出会った場合等を除く。）。
- (6) 有資格業者又はその役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。
- (7) 有資格業者である個人又は役員等若しくは使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。
- (8) 有資格業者又はその役員等が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団関係法人等と下請負

9 月（第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、1 8 月）

6 月（第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、1 2 月）

3 月（第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、6 月）

6 月（第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、1 2 月）

1 月以上 1 2 月以内（第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、2 月以上 1 2 月以内）

3 月以上 6 月以内（第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、6 月）

契約を締結したとき。 (9) 有資格業者又はその役員等が、市発注工事の契約を履行するに当たり、資材販売業者又は廃棄物処理業者等が暴力団等と認められることを知りながら、当該資材販売業者から資材等を購入し、又は当該廃棄物処理業者等有する廃棄物処理施設を使用したとき。 (10) 有資格業者又はその役員等が、市発注工事の契約を履行するに当たり、当該有資格業者に対し、又は当該有資格業者を通じ、下請負人等又は資材会社等との契約の解除を求めたにもかかわらず、当該有資格業者がこの要求に従わなかったとき。 (11) 有資格業者又はその役員等が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、所轄の警察署への通報及び市長への報告を怠ったことが確認されたとき。	3月以上6月以内（第7条第2項各号のいずれかに該当する場合は、6月） 3月以上6月以内（第7条第2項各号のいずれかに該当する場合は、6月） 1月（第7条第2項各号のいずれかに該当する場合は、2月）
--	---

〔備考〕

- 1 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- 2 「暴力団関係者」とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、若しくは関与する等これらと関わりを持つ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。
- 3 「暴力団関係法人等」とは、暴力団又は暴力団関係者が、経営又は運営

に実質的に関与していると認められる法人等をいう。

4 「暴力行為」とは、暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の規定により処罰を受ける行為をいう。

5 「資材販売業者」とは、資材等を扱う次に掲げる者をいう。

ア 法人又は個人が経営する会社等

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体及びその構成員

ウ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合及びその構成員

エ その他資材等を販売する事業者及びその構成員

6 「廃棄物処理業者等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 7 条第 12 項に規定する一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者、廃棄物処理法第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに廃棄物処理法第 14 条の 4 第 12 項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。

7 「資材等」とは、生コンクリート、アスファルト合材、石材、砕石（リサイクル材を含む。）、土砂、コンクリート二次製品等並びに物品及びこれに付属する部品等をいう。

8 「廃棄物処理施設」とは、廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設及び廃棄物処理法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。

9 「不当介入」とは、契約等の相手方及び下請負人に対して行われる契約等に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約等の履行の障害となるものをいう。）をいう。

第 1 号様式（第 9 条関係）

建 設 工 事 等 の 事 故 等 に 関 す る 報 告 書 年 月 日 （宛先）調達契約課長 担当課長 （氏 名） ㊞	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
所 在 地 又 は 住 所	
建設工事等の事故等の 内容（日時、場所、状 況発生原因、対策等）	

第 2 号様式（第 9 条関係）

弁明書 年 月 日 （宛先）津市長 所在地又は住所 商号又は名称 代表者氏名 印	
工 事 名 等	
工 事 箇 所 等	
発 生 日 時	
発 生 場 所 等	
建設工事等の 事故等の内容 （日時、場 所、状況発生 原因、対策 等）	